

第2次

新かすがいっ子 未来プラン

子はかすがい、子育てはかすがい

概要版

♡ 家庭

子どもと自ら(妊婦、保護者)の健康管理に努める
地域の活動や行事に子どもと一緒に参加する
困りごとは一人で抱えずに相談する
体罰によらない子育てを学ぶ

♡ 地域

日頃からあいさつや声掛けをするなど、
あたたかな雰囲気づくりを心掛ける
子どもたちの活動を見守る
子どもや子育て家庭の異変に気づいたら、
市役所や児童相談センターへ連絡する
地域の良いところを子どもたちに伝える

♡ 事業者

安心して妊娠、出産、子育てができる
職場の雰囲気、制度づくりに努める
子どもたちに仕事や社会活動を体験できる場を提供する
地域の子育て支援活動などを積極的に支援する
ベビーカーや車いすに配慮した
店舗(事業所)づくりに努める

♡ 行政

妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援体制を整備する
就学前児童の教育や保育を充実する
特に配慮が必要な家庭や子どもを支援する
子どものこころと体の成長のために支援する
子どもの安全や安心を確保する

令和2年3月
春日井市

はじめに



春日井市は、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりのため、平成27年3月に「新かすがいっ子未来プラン」を策定し、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでまいりました。また、平成28年3月には、「子はかすがい、子育ては春日井」宣言を行い、子育て支援を一層充実することを通じて、すべての世代の暮らしやすさの向上を図ってまいりました。

女性の就業率の上昇により共働き家庭は増加し、核家族化はさらに進展するなど、社会情勢の変化にともない、子育てを取り巻く環境や子育て世代のニーズも変化しており、これまでも増して、当事者に寄り添った支援が求められています。そのため、新たな課題に対応し、子育て支援をさらに充実させるため「第2次新かすがいっ子未来プラン」を策定いたしました。

子どもや子育て家庭の元気な姿は社会全体の活力になり、また、子どもたちやその家族が住み続けることは、まちの賑わい、発展につながります。

安心して子どもを産み、育てることのできる環境を充実し、子どもたちの健やかな育ちを支えていくためには、行政に加え、地域住民や子育て支援団体、事業者など多くの皆様の協力が不可欠です。子どもや子育てを取り巻く環境が変化しても、人と人のつながりや人を思いやる心は、いつの時代においても変わらないものであると考えております。

今後も「子はかすがい、子育てはかすがい」の基本理念のもと、子ども親もいきいきと暮らせるまちを目指してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました春日井市子ども・子育て支援対策協議会委員の皆様を始め、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じてご参加いただきました多くの市民の皆様及び関係各位に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

春日井市長 伊藤 太



計画策定の趣旨

社会情勢の変化に伴い、子育て支援に対するニーズが変化するなか、現状から見えてくる課題に対応するとともに、子育て支援をさらに充実させるため「第2次新かすがいっ子未来プラン」を策定します。

計画の期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年とします。

計画の対象

春日井市のすべての子どもとその家庭、地域、企業(事業所)、行政等、子どもと関わるすべての個人及び団体を対象とします。なお、子どもの対象年齢は18歳未満とします。

基本目標と基本的視点

基本目標	1 子育て支援が 充実したまち かすがい	2 すべての子どもの 健やかな育ちを 目指すまち かすがい
基本的 視点	1 妊娠・出産から子育てまでの 切れ目のない支援 2 就学前児童の教育・保育の充実 3 特に配慮が必要な家庭への支援	1 こころと体の成長のための支援 2 子どもの安全・安心の確保 3 特に配慮が必要な子どもへの支援
重点的に 取り組む 事項	1 妊娠から子育てにわたる 切れ目のない支援体制の充実 2 保育環境の充実	3 放課後児童の居場所の充実 4 不登校やひきこもり児童生徒への 切れ目のない支援

重点的に取り組む事項

重点 ① 妊娠から子育てにわたる切れ目のない支援体制の充実

現状分析

- ✓ 子育てに不安や負担を感じている保護者は約6割
- ✓ 子育てによる疲れを「よく感じる」人は、就学前児童の保護者の割合は33.5%、低学年の保護者は26.6%
- ✓ 子どもが思うようにならないときにイライラを感じている人は、就学前児童・低学年児童の保護者とも約8割
- ✓ 3割以上の保護者は近くに祖父母が住んでおらず、子どもをみてもらえる親族・知人がいずれもない人の割合が増加
- ✓ 子育てへ両親ともに関わっていたり、親族・知人の関わり方が深かったりする場合等は、子育てが「楽しいと感じるときのほうが多い」

課題

妊娠や子育ての負担感や不安を和らげるとともに、保護者自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援する取組みが必要

主な取組み

- ▶ 子育て世代包括支援センター事業の充実
- ▶ 子ども家庭総合支援拠点の設置を検討
- ▶ 出産前後の支援の充実
- ▶ 一時預かり事業の拡充
- ▶ 親の学びを支援

令和2年度から スタートする主な事業

- 妊娠後期の訪問を充実
- 産婦健康診査の助成の拡充
- JR春日井駅南東地区再開発事業の商業棟に一時預かり施設の整備

重点 ② 保育環境の充実

現状分析

- ✓ 母親の平均就労時間は、長くなっている
- ✓ 保育園の需要のうち、1・2歳児は年々増加
- ✓ 春日井市公共施設等マネジメント計画により建て替えが必要な園が6園
- ✓ 0～2歳児の育休退園者数は102人(平成30年度)

課題

保育の量的拡充と質の確保が必要

主な取り組み

- ▶ 老朽化する公立保育園の再整備の計画、実施
- ▶ ベテラン保育士による巡回指導
- ▶ 特別支援保育の拡充
- ▶ 延長保育の拡充
- ▶ 一時預かり事業の拡充(再掲)
- ▶ 施設及び施設周辺の防犯や安全の確保
- ▶ 保育施設の計画的な整備(p.7)

令和2年度から スタートする主な事業

- 藤山台保育園、高座保育園等の建替え等
- 白山運動広場に新たな保育園の整備
- 延長保育、一時保育、特別支援保育の実施園を拡充

重点的に取り組む事項

重点 ③ 放課後児童の居場所の充実

現状分析

- ✓ 保護者が放課後に過ごさせたい場所は、就学前児童の保護者の希望が高い順から「習い事」「自宅」「放課後児童クラブ」「放課後なかよし教室」「公園やグラウンド」。低学年児童の保護者では、「習い事」「自宅」「公園やグラウンド」「放課後児童クラブ」「放課後なかよし教室」
- ✓ 低学年児童の保護者が平日に放課後児童クラブの利用を希望する割合は25.7%、夏休みに利用を希望する割合は55.6%
- ✓ 公設と民間児童クラブの利用料金の差は、月額で450～10,500円(平成31年4月1日現在)
※比較的料金が高額な2クラブを除く

課題

放課後児童の居場所の充実

主な取り組み

- ▶ 子どもの家、放課後なかよし教室、サマー・スクールかすがいの連携
- ▶ 放課後児童クラブの運営内容の充実、定員の拡充
- ▶ 民間児童クラブ利用者への支援の拡充
- ▶ 児童館等の居場所の整備
- ▶ 放課後児童クラブの計画的な整備、設置促進 (p.7)

令和2年度から スタートする主な事業

- 押沢台子どもの家の整備
- サマー・スクールかすがい実施校を拡充
- 民間児童クラブ利用者への助成を拡充
- 勤労福祉会館に室内の遊び場を整備
- 交通児童遊園の建替え

重点 ④ 不登校やひきこもり児童生徒への切れ目のない支援

現状分析

- ✓ 全国的に不登校・ひきこもりが増加しており、春日井市においても年間30日以上の不登校児童生徒が増加(平成28年度 430人 ⇒ 平成30年度 545人)
- ✓ 現在ひきこもりとなっている人の約5割は、成人になる以前からひきこもりの状態となっている。(平成29年度 愛知県ひきこもりに関するアンケート)

課題

不登校やひきこもり児童生徒への切れ目のない支援が必要

主な取り組み

- ▶ 不登校・ひきこもり支援のネットワークづくり
- ▶ 民間団体と連携した学習機会の提供を検討
- ▶ 学校復帰支援の充実

令和2年度から
スタートする主な事業

- 登校支援室の設置

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の確保策

1 教育・保育提供区域

- 本市の実情、事業の性質等を踏まえ、基本的には市全域を1区域として設定することとしますが、保育事業については保育園の整備状況、利用希望や人口動向を勘案し、中学校区や隣接する複数の中学校区を統合した区域を単位として、7区域を設定することとします。
- 放課後児童健全育成事業については、授業の終了後に利用する事業であることから、小学校区を区域とします。

事業区分	区域数	教育・保育提供区域
保育事業	7区分	石尾台・高森台
		藤山台・岩成台・高蔵寺
		坂下
		南城・東部
		松原・鷹来
		西部・柏原
		中部・知多・味美
放課後児童健全育成事業	37区分	各小学校区
その他の事業	1区分	市内全域

2 各事業の確保策

① 保育事業

- 需要量の見込みが定員を上回る区域の0～2歳保育への対応については、社会福祉法人等、民間事業者を活用しながら、保育園、認定こども園、小規模保育事業所の整備を促進し、必要量を確保していきます。また、春日井市公共施設個別施設計画に基づく公立保育園の建て替え時においては、区域ごとの需要を満たすことができるよう定員維持に努めます。

② 延長保育事業

- 新たに整備する保育園等での実施に加え、既存園での実施を検討します。

③ 一時預かり事業

- 令和元年10月の幼児教育・保育の無償化後の利用動向を注視しつつ、必要な提供体制の確保に努めます。
- ニーズ調査の結果から、利用者の約4割が希望日に利用ができていない状況が見られることから、令和3年度に確保量の拡大を図ります。

④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

- 放課後児童クラブのない小学校区及び需要量の見込みが受入可能数を大きく上回る小学校区への対応については、整備を検討します。その他の小学校区への対応については、近隣の民間児童クラブの活用により必要量を確保するとともに、放課後子供教室の実施により、児童の居場所の確保を図ります。

第2次 新かすがいっ子未来プラン 概要版

令和2年3月発行

春日井市 青少年子ども部 子ども政策課

TEL 0568-85-5111(代表) <https://www.city.kasugai.lg.jp>

